

様

福祉用具レンタルサービス
契約約款及び重要事項等説明書

前橋市農業協同組合

J A 前橋市福祉用具事業所

事業所番号：1070106511

福祉用具レンタルサービス契約約款

様（以下「契約者」という）と、前橋市農業協同組合（以下、「事業者」という）は、契約者に対して事業者が行う福祉用具貸与（レンタル）サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的として、福祉用具貸与サービス（以下「福祉用具レンタルサービス」という）を提供します。

第2条（福祉用具レンタルサービス）

1. 契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談や助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を貸与するサービスをいうものとします。
2. 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い、又はその介護に必要な福祉機器及び介護用品をいうものとします。
3. 事業者が利用者に対して実施する福祉用具レンタルサービスの内容、契約期間、費用等の事項は、別紙「福祉用具レンタルサービス契約書」に定めるとおりとします。

第3条（サービス従事者）

1. 本契約において「サービス従事者」とは、福祉用具専門相談員等、事業者が福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者をいうものとします。
2. 事業者は、福祉用具に関する専門的知識を有し、契約及び介護者に対して適切な相談及び援助等を行うことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第4条（レンタル商品の選定及び変更並びに提供の中止）

1. 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身及び日常生活状況、福祉用具の設置及び、使用する環境等について、聴取するものとします。
また、対象福祉用具（厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具）の提供にあたっては、福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを選択できることを説明するものとし、利用者の身体状況等をふまえ、提案するものとします。
2. 事業者は、前項の聴取に基づいて、契約者に対して適切な福祉用具について説明を行い、契約者及び介護者等と協議によりレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて契約者の主治医に助言及び指導を求めることができます。
3. 事業者は、3ヶ月に1回又は契約者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況、並びに利用者の心身、及び日常生活状況等を確認するものとします。
4. 前項の結果、又は主治医及び居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいてレンタル商品変更、もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者及び介護者と協議して、レンタル商品を変更又はその提供を中止するものとします。ただし、本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの提供については、居宅介護サービス計画が作成されている場合には、事業者は居宅介護支

援事業者に対して、居宅サービス計画の変更を要請するものとします。

5. 契約者及び介護者等は、レンタル商品の選定・変更に関する主治医及び医療機関・その他関係機関との連携（助言及び指導等）について事業者に協力するものとします。
6. 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示し、わかりやすく説明するものとします。

第5条（契約者及び介護者の義務）

1. 契約者は、レンタル商品について定められた使用方法、及び使用上の注意事項を遵守するものとし、利用者及び介護者に定められた使用方法、使用上の注意事項を遵守するものとします。
2. 契約者及び介護者等は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更・加工・改造・分解・組み立て等を行うことは出来ません。
3. 契約者及び介護者等は、事業者の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者へ譲渡したり、又は転貸することはできません。
4. 契約者は、利用者の転居・入院・死亡等、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。
5. 契約者は、レンタル商品の設置場所の変更が必要になった場合には、事業者へ事前に内容を知照するものとします。原則として、レンタル商品の移動は事業者が行い契約者は「レンタルサービス契約者」に定められた手数料を事業者へ支払うものとします。

第6条（レンタル商品の納品）

1. 事業者は、レンタル商品を契約者に引き渡すにあたって、サービス従事者によって組み立て及び設置を行いレンタル商品の作動具合・利用者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を契約者に引き渡すにあたって、契約者及び利用者、又は介護者等に対してレンタル商品の使用方法、及び使用上の注意事項、並びに故障時の対応等を説明し、取り扱い説明書等を交付するものとします。

第7条（レンタル商品の修理及び交換）

1. 契約者もしくは介護者等は、本契約に定められたレンタル商品と異なる機種が納品され、又は使用中のレンタル商品について、修理又は交換するものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は、原則として事業者が負担するものとします。ただし、契約者もしくは介護者等が、事業者並びにサービス従事者の指示及び説明に反して、レンタル商品を使用したために故障及び破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。

第8条（その他の義務）

1. 事業者は、契約者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について、記録を作成し、3年間は保管するものとします。契約者もしくは代理人の請求に応じて、これを閲覧させ又はその複写物を交付するものとします。
2. 事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために整備した福祉用具、及び消毒・保管点検・運搬等について、安全・衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。

第9条（守秘義務）

1. 業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限り福祉用具レンタルサービスを提供するうえで知り得た、契約者及び介護者等に関する事項を第三者に漏らしません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し、サービス従事者が退職した後も継続します。

2. 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を得てから行い、契約者の家族の個人情報を用いる場合にも、当該家族の同意を予め文章で得てから行うものとします。

第10条（サービス利用料金）

1. 契約者は、事業者に対して所定の料金体系に基づいて計算されたサービス料金を支払うものとします。
2. 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用については、公的介護保険の法定代理受領サービスの適用がある場合には、契約者はサービス利用料金から、保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
3. サービス利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、契約者は、これを契約開始月については納品時に、2ヶ月目以降についてはサービス利用月の翌月末日までに、事業者と契約者で合意した方法で支払うものとする。
4. 支払期日において、本条第1項及び第2項に定めるサービス料金の支払いがなされなかった場合には、事業者は契約者に対して支払期日の翌日から、支払完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。
5. 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用に係る貸与価格については、厚生労働省によって公開されている「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」を契約者または介護者等に提示した上で、その福祉用具の貸与価格が、全国平均貸与価格に、当該福祉用具貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えない額とします。

第11条（料金体系の変更）

1. 事業者はやむおえない事業により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効期間中であっても、契約者に対してサービス利用料金の増額、又は減額を求めることができます。この場合、事業者は契約者に対して1ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
2. 契約者は、前項の変更を了承することが出来ない場合には、本契約を解約することができるものとします。
3. 前項の場合には、契約者は契約解除日までの料金算定方式に応じて、所定のサービス料金を事業者を支払うものとします。

第12条（契約者による中途解約）

1. 契約者は、レンタル商品が不要となった場合、又はレンタル商品の交換を必要とする場合には、契約有効期間中であっても本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに通知するものとします。ただし利用者の入院等並びに契約を継続することが出来ない特別の事情が生じた場合、又はレンタル商品の交換に緊急を要する場合には、通知日をもって本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の場合に、契約が終了する利用月については、所定のサービス料金を事業者を支払うものとします。

第13条（契約の解除）

1. 契約者は事業者が以下の理由に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、契約者又は利用者の請求にもかかわらず、これを実施しようとしなない場合。
 - ② 事業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者が、契約者及び利用者もしくは介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 事業者が破産した場合
2. 前項第2号、及び3号並びに第4号の場合には、契約者は契約解除日までの料金算定方式に応じて、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
 3. 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約は終了するものとします。
 - ① 契約者によるサービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し事業者の催告にも関わらずこれを支払わない場合
 - ② 契約者及び利用者もしくは介護者等が、第5条に定めた義務への違反、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ③ レンタル商品の利用場所が、事業者のサービス区域外へ移転する場合
4. 前項第1号、及び第2号の場合に、契約者は契約を終了する利用月について、所定のサービス料金を事業者に支払うものとします。また前項第3号の場合には、利用者は契約解除日までの料金算定方式に応じて、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第14条（契約の終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には本契約は終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 地震及び噴火などの天災、その他契約者の責めに帰すべからず事由により、レンタル商品が消失、又は破損し使用できなくなった場合、契約者または利用者の家族は、速やかに事業者に通知をするものとします。

第15条（レンタル商品の回収）

1. 事業者は、本契約の終了、又はレンタル商品の交換及び変更等により、契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。
2. 前項の場合に、契約者は契約終了日までの料金算定方式に応じて、所定のサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の契約終了日とは、契約者から回収依頼のあった日、又は回収依頼日以降の契約者が希望する日を指すものとします。
4. レンタル商品の利用場所が、事業者のサービス区域外にある場合には、契約者は事業者別に別途費用（回収料金等）を支払うものとします。

第16条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障及び欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、又は第9条に定める守秘義務に違反して、契約者及び利用者、又は介護者の生命・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

福祉用具レンタルサービスの実施の実施にともなって、事業者の責めに帰すべからざる事由によっ

て生じた損害は、賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ① 契約者が、利用者の疾患及び心身状態並びに福祉用具の設置、及び使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項についてこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して、損害が発生した場合
- ② 利用者の急激な体調変化等、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者及び利用者、もしくは介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明・注意事項等に反し、又は第5条第2項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第18条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、契約者の故意または過失（第5条第1項・第2項に定める義務の違反を含む）によって、レンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について、通常の使用状況を超える極度の損傷・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができるものとする。

第19条（契約期間及び更新）

本契約の有効期間は、福祉用具納入の日から1ヶ月間とします。契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約は、さらに1ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以降においても同様とするものとします。

第20条（契約当事者の変更等）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失、その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意するものとします。

第21条（苦情処理）

事業者は、福祉用具レンタルサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設置し、てきせつに対応するものとします。

第22条（身体的拘束について）

当事業所では利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第23条（重要事項の説明と受講）

事業者は、福祉用具レンタルサービス契約時に、約款及び契約書等により、福祉用具レンタルサービスについて重要事項の説明を行い、契約者は受諾することを本契約書に署名及び押印することとします。

第24条（協議事項）

本契約書に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が発生した場合には、契約者と事業者誠意をもって解決に努めるものとします。

(契約書付属書類 別紙1)

前橋市農業協同組合の福祉用具貸与サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

前橋市農業協同組合 (住所) 前橋市富田町2400-1

2. 事業の目的と運営方針

(目的)

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、福祉用具貸与サービスを実施します。当事業所の福祉用具専門相談員は、介護が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具貸与サービスを提供します。

(方針)

- ①ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適正な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い貸与することにより、ご利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに介護者の負担の軽減を図ります。
- ②人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供をおこないます。
- ③事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供と地域福祉の向上に努めるものとします。

3. サービス提供事業 (ご利用事業所)

福祉用具貸与	介護保険番号	1070106511号	
	住所	前橋市中内町40-4	
	事業所名	JA前橋市福祉用具事業所	
	管理者名・連絡電話番号	永井 佳司	Tel 027-226-5465
	サービス提供地域	前橋市	

4. ご利用事業所の職員体制

職種	人員
管理者 (兼専門相談員)	1名
福祉用具専門相談員	2名 (常勤2名)

5. 営業日・営業時間

営業日は土・日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）を除く、月曜日～金曜日です。
営業時間は以下の通りです。

月曜日～金曜日	午前8：30 ～ 午後5：30
---------	-----------------

6. サービス利用料金および利用者負担

（1）利用者負担金（基本料金）

- ① 利用者負担金は別添一覧表（カタログ等）の通りとし、当該料金のうち各利用者の負担割合に応じた額を負担していただきます。
- ② 利用料は原則として1ヶ月単位とします。
- ③ 貸与開始日は商品を利用者宅へ納品した日、終了日は電話等で連絡をいただいた日とします。

（2）サービス利用料金の計算方法

① サービス開始月の料金

- 1) 契約開始日が『1日から15日』の場合は1ヶ月分となります。
- 2) 契約開始日が『16日から末日』の場合は半月分となります。

② サービス終了月の料金

- 1) 契約終了日が『1日から15日』の場合は半月分となります。
- 2) 契約終了日が『16日から末日』の場合は1ヶ月分となります。

（3）サービス提供地域外の場合の交通費等

- ① 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の費用（クレーン車使用など）搬入場所の条件により実費をいただく場合があります。

（4）介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

（5）利用者負担金等の支払い

月末締め切りの翌月25日（ただし、25日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合は、いったん利用者が利用料の全額を事業者へ支払い、利用者はその後市町村から保険給付分を受けとることになります。

（6）キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際は、速やかに（2日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	TEL 027-226-5465
-----	------------------

7. サービスの提供にあたって

- ① 福祉用具貸与サービスの提供にあたっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づきご相談に応じるとともに、カタログなどにより、福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を示したうえで、サービスの提供にあたります。
- ② 福祉用具貸与サービスの提供にあたっては、同一種目における機能または価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者示したうえで、サービスの提供にあたります。
- ③ 対象福祉用具（厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具）の提供にあたっては、福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを選択できることを説明するものとし、利用者の身体状況等をふまえ、提案するものとしします。

8. 福祉用具貸与計画の作成とサービス記録

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、福祉用具貸与計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ② 事業者は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は、家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

9. ハラスメント対策について

当事業所では、男女雇用機会等均等法における事業者の責務を踏まえ、前橋市農業協同組合の定める「セクシュアル（パワー）ハラスメントの防止に関する規程」に基づき、ハラスメント対策を行っています。

10. 感染症対策について

当事業所では、感染症の発生及び蔓延等に関する取組を徹底するため、下記の通り委員会を設置し、感染症対策に取り組んでいます。

感染症対策委員会	委員長	永井 佳司	感染症対策の策定及び研修の開催・啓発
	委員	当事業所の福祉用具専門相談員	研修への参加・感染症対策への取組

11. 虐待防止対策について

当事業所では、高齢者の尊厳保持や人格の尊重に配慮し、下記の通り委員会を設置し、

虐待防止対策に取り組んでいます。

虐待防止委員会	委員長	永井 佳司	研修の開催及び従業員への啓発
	委員	当事業所の福祉用具専門相談員	研修への参加及び個別の事案への対応

1 2. 身体的拘束について

当事業所では利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福祉用具貸与 相談窓口	Tel	2 2 6 - 5 4 6 5	対応者(永井 佳司)
介護支援専門員	Tel		対応者()
前橋市役所	Tel	2 2 4 - 1 1 1 1	
介護保険課事業所指定係	Tel	8 9 8 - 6 1 3 2	
国民健康保険団体	Tel	2 9 0 - 1 3 1 9	

1 4. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

個人情報使用同意書

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

(1) 内部での利用

- ① 介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - 1) 入退所等の管理
 - 2) 会計・経理
 - 3) 事故等の報告
 - 4) 介護サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供

- ① 事業所等が利用者等に提供するサービスのうち
 - 1) 当該利用者等に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者と居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）や照会
 - 2) その他の業務委託
 - 3) 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - 1) 保険事務の委託
 - 2) 審査支払機関へのレセプト提出
 - 3) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償などに係る共済連等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

介護関係事業者の管理運営業務のうち

- 1) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

2. 利用範囲

(1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(2) 行政機関等への対応として義務づけられているもの

- ① 市町村による文書等提出等の要求への対応
- ② 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③ 都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町村への連絡

3. 使用する期間

令和 年 月 日から J A介護保険サービスの契約終了日まで

4. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- (3) J Aが定める個人情報保護方針および規定等を遵守すること。

私は、契約書および本書面により、事業者から福祉用具貸与についての重要事項の説明を受けるとともに、私（利用者およびその家族）の個人情報については、記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者（または代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者家族

住所 _____

氏名 _____

説明者

所属事業所 _____ J A前橋市福祉用具事業所 _____

氏名 _____ 印